

倉吉市国民健康保険運営協議会関係法令

○国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 (省略)

- 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第3条 (省略)

- 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○倉吉市国民健康保険条例

(市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の定数)

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

- 被保険者を代表する委員 5人
- 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- 公益を代表する委員 5人
- 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

○倉吉市国民健康保険条例施行規則

(会議)

第2条 倉吉市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 会長は、市長から諮問があつたとき又は委員定数の3分の1以上の委員から、会議招集の請求があつたときは、会議を招集しなければならない。

- 3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議の議長は、会議録を作成し、会議に出席した委員のうち議長が指名する委員2人とともに署名しなければならない。

(協議会の庶務)

第3条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。